

第8章 防災指針

本市の都市計画区域は、東側が伊予灘に面しており、津波や高潮の影響を受けやすい地形です。また、中心地付近には、東西方向に田深川及び清流川が流れる他、農業用のため池も点在しており、近年各地で頻発する集中豪雨の際には、大きな災害の発生が危惧されます。

そのため、誘導区域等への居住や都市機能の誘導と合わせ、災害リスク分析を踏まえた防災・減災対策を明確にし、地域の安全性を確保するため、防災指針を定めます。

(1) 誘導区域の災害リスク分析

誘導区域の災害リスクとしては、洪水、津波、高潮、ため池からの浸水、土砂災害等があります。居住誘導区域内の災害リスクを把握するため、次の情報について、整理します。

■災害リスク分析に用いる情報

項目	災害リスク分析に用いる情報
洪水	浸水想定区域（想定最大規模）
	浸水想定区域（浸水継続時間）
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）
津波	浸水想定区域
高潮	浸水想定区域
ため池	浸水想定区域
土砂災害	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

①洪水浸水想定区域

居住誘導区域の田深川南側には、洪水浸水想定区域（最大想定規模）が一部かかっており、想定浸水深は最大で0.5m～3.0m未満となっています。

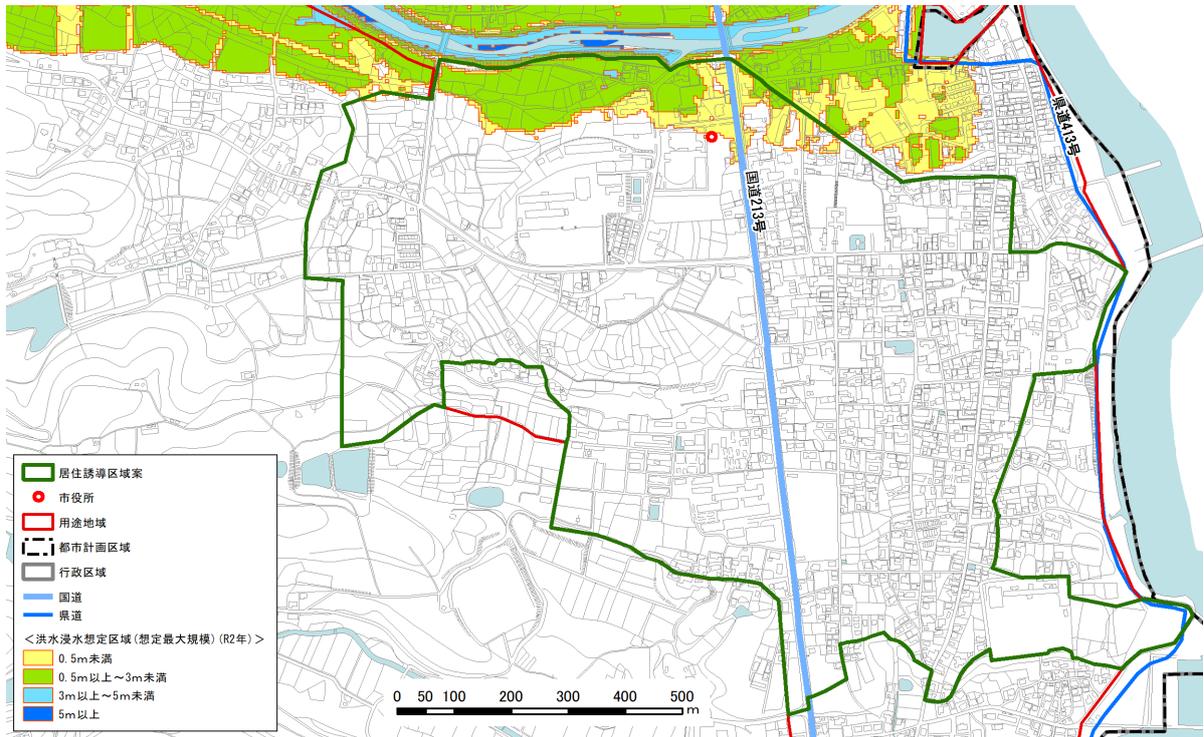


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）+居住誘導区域

資料：大分県資料

居住誘導区域の田深川南側には、氾濫流及び河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域が一部かかっており、家屋倒壊の恐れのある建物が存在します。

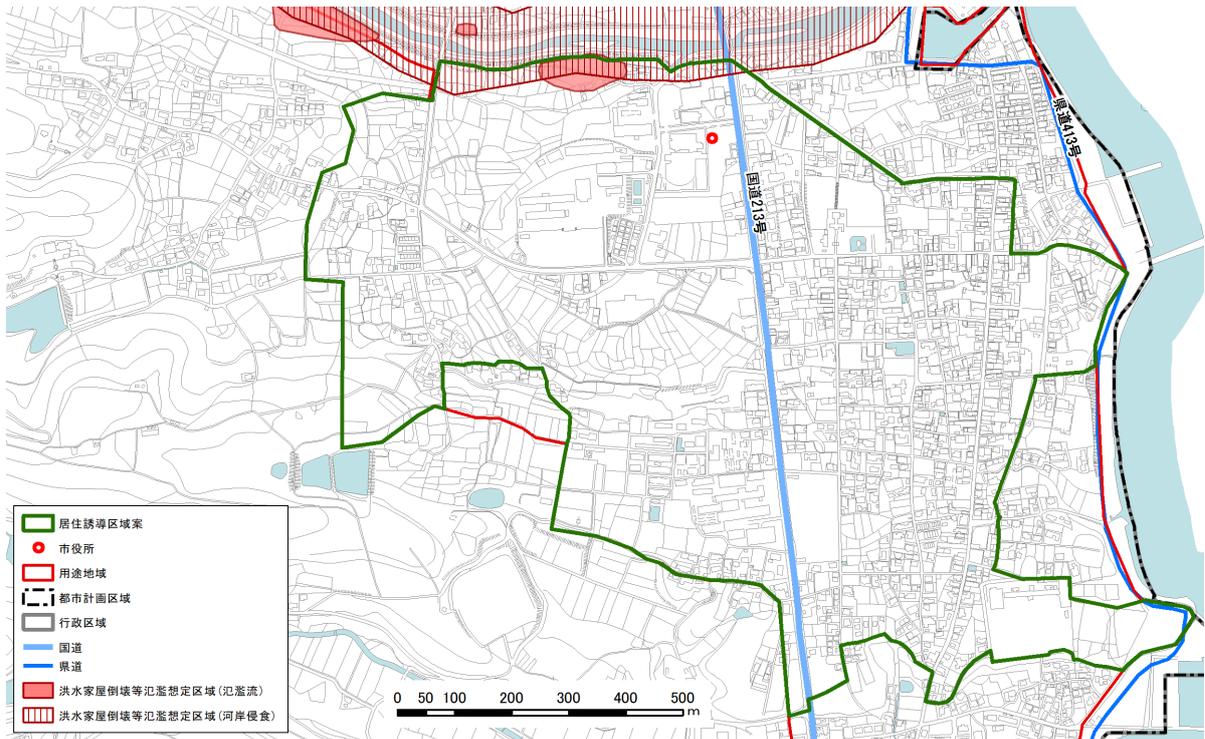


図 洪水家屋倒壊等氾濫想定区域+居住誘導区域

資料：大分県資料

居住誘導区域においては、田深川右岸～市役所付近にかけて 12 時間未満の浸水が継続する区域、その中に 12 時間以上の浸水が継続する区域も点在しています。

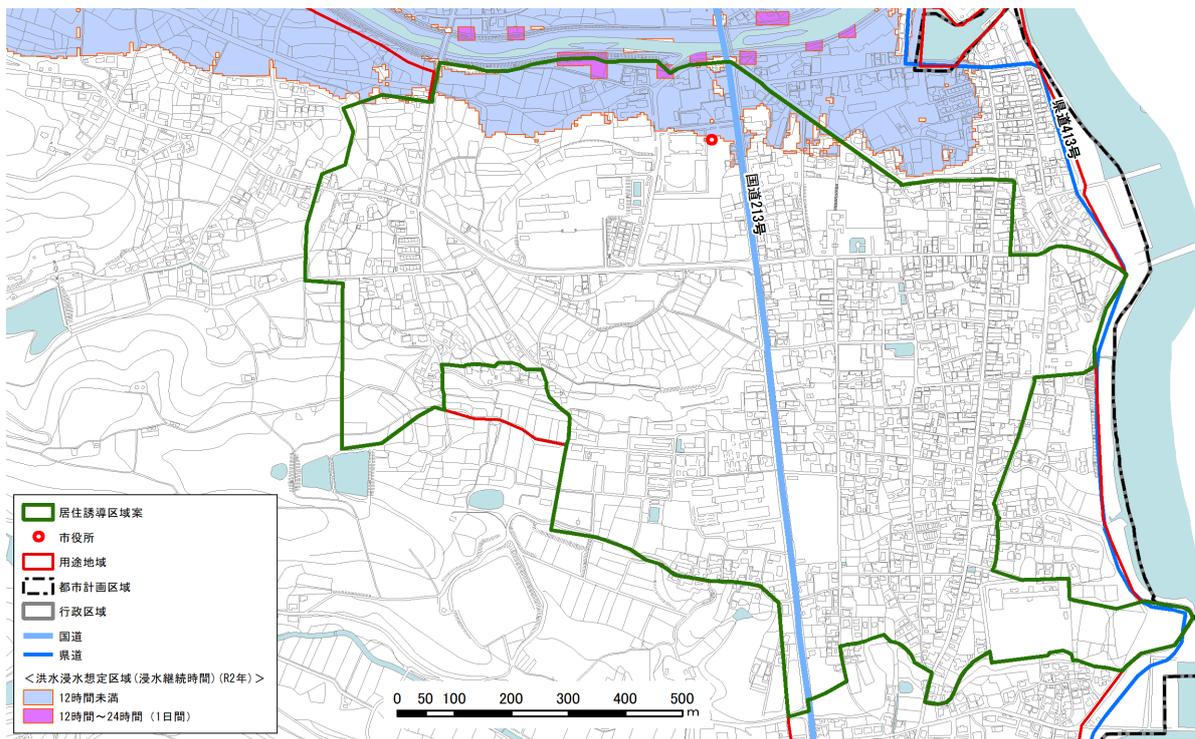


図 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）+居住誘導区域

資料：大分県資料

②津波浸水想定区域

津波浸水想定区域は、東側の海沿いと田深川や清流川の河口付近の一部市街地にも指定されています。居住誘導区域については、津波浸水想定区域を除外し設定しています。

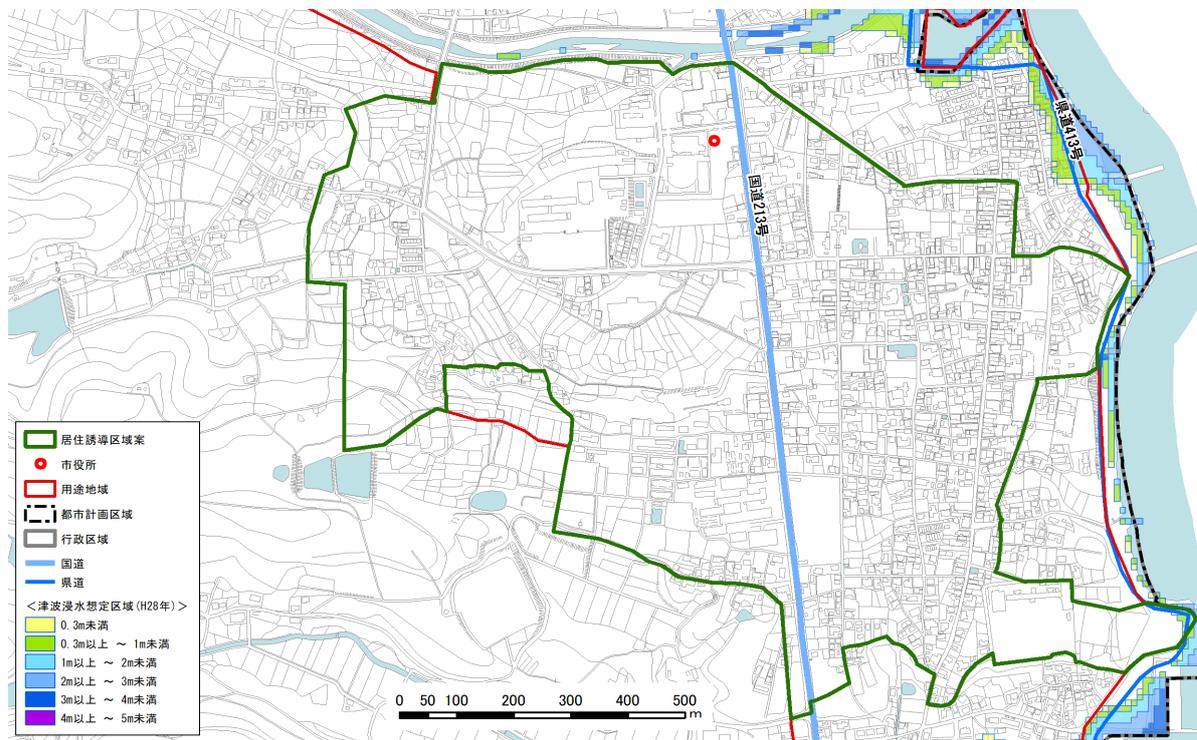


図 津波浸水想定区域+居住誘導区域

資料：大分県資料

③高潮浸水想定区域

高潮浸水想定区域は、津波浸水想定区域と同様に、東側の海沿いと田深川や清流川の河口付近の市街地に広範囲に指定されています。居住誘導区域については、高潮浸水想定区域を除外し設定しています。

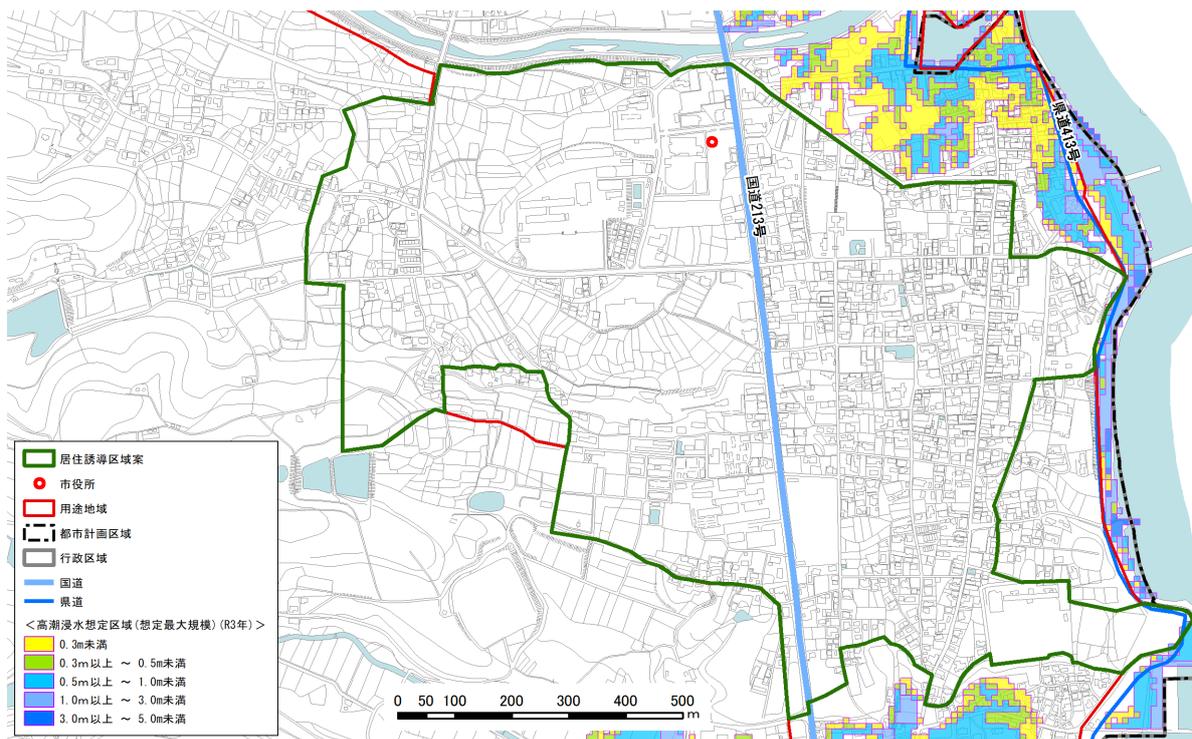


図 高潮浸水想定区域+居住誘導区域

資料：大分県資料

④ため池浸水想定区域

居住誘導区域においては、寺下池からの浸水想定区域が田深川右岸に広がる田に指定されていますが、0.5m未満の想定となっています。

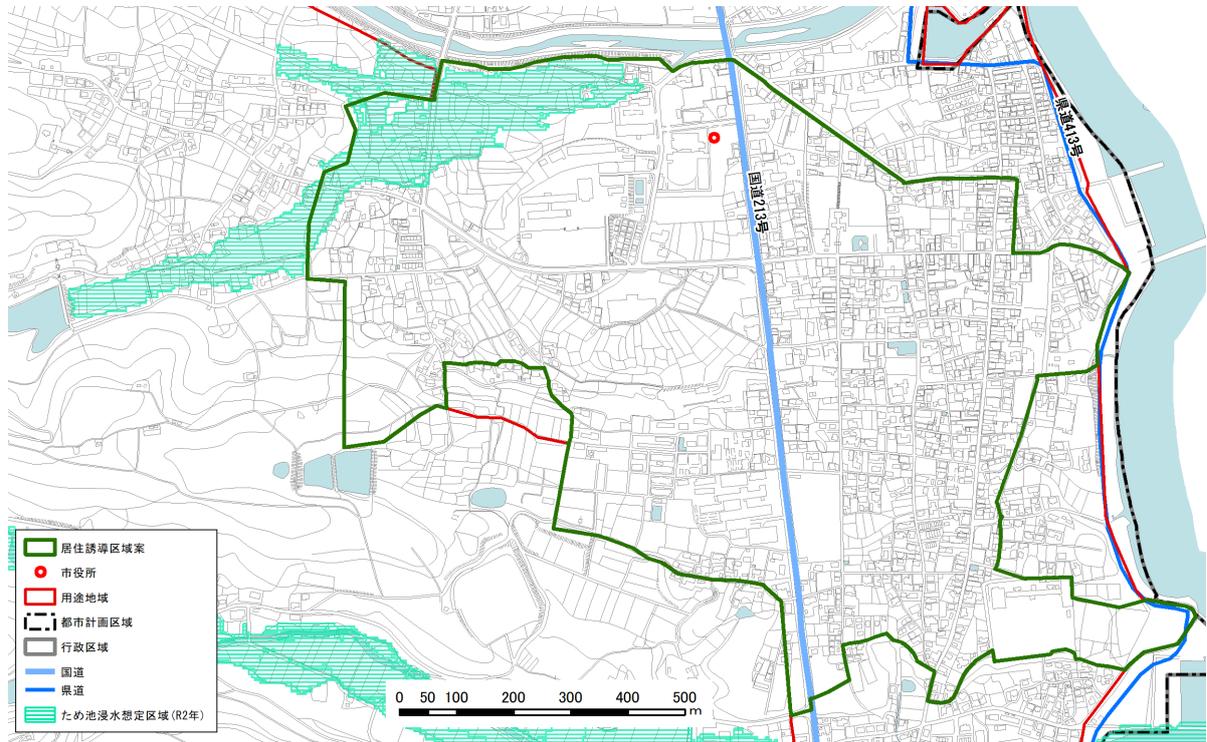


図 ため池浸水想定区域+居住誘導区域

資料：国東市資料

⑤土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は、用途地域内外に点在していますが、居住誘導区域においては、土砂災害のリスクを除外し設定しています。

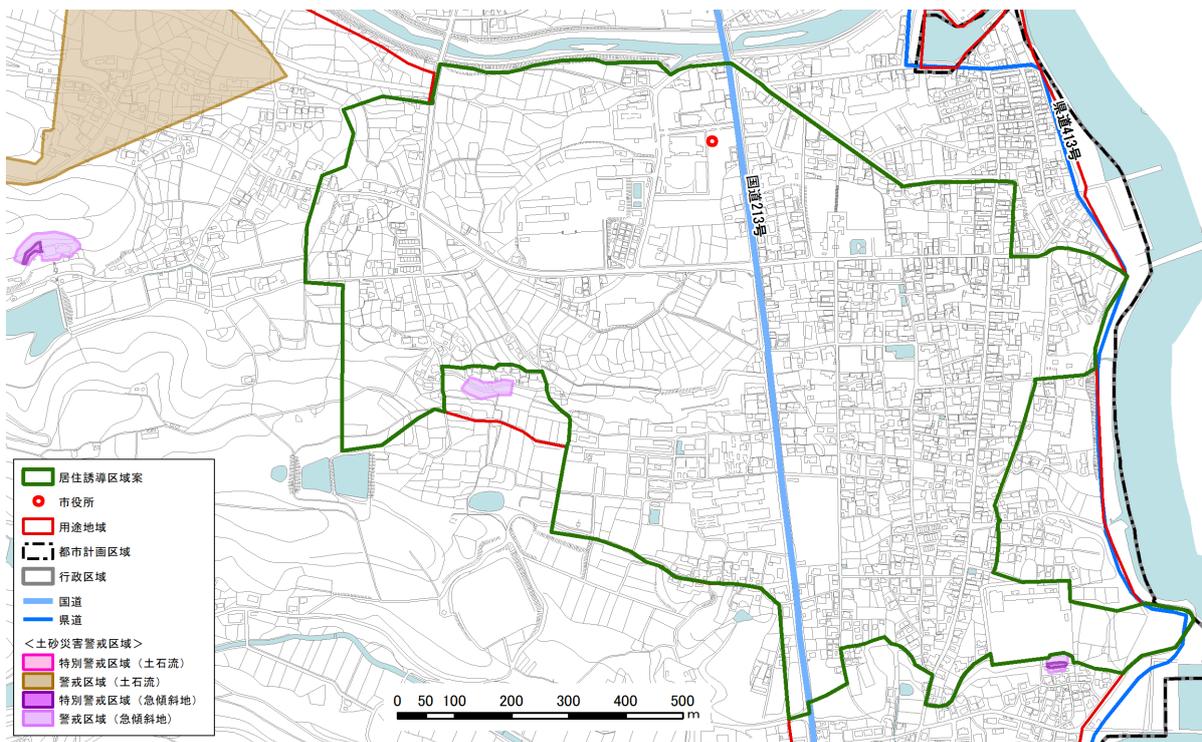


図 土砂災害警戒区域+居住誘導区域

資料：大分県資料

⑥避難所指定状況

居住誘導区域内の避難場所は、一次避難場所が4ヶ所、二次避難場所が3ヶ所、津波避難場所が2ヶ所となっています。居住誘導区域内の現時点で居住地となっている区域については、すべて津波避難場所より500m圏内に入っています。

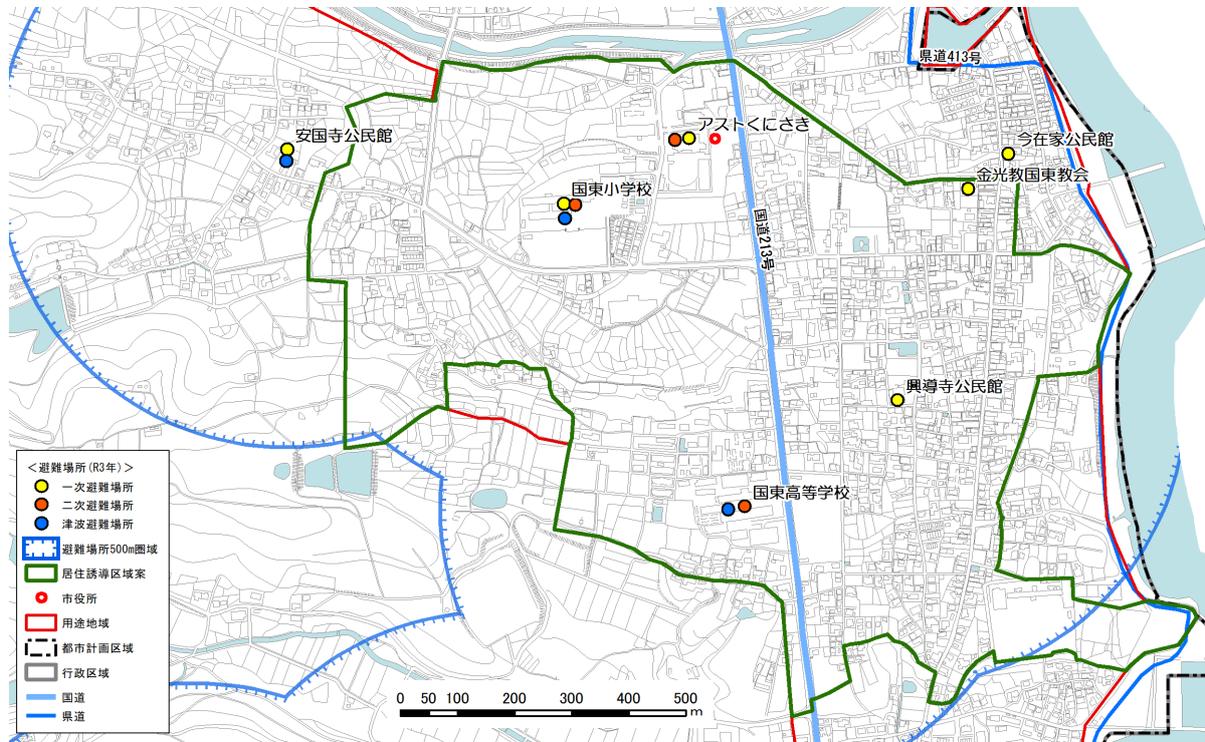


図 避難場所の分布+居住誘導区域

資料：国東市資料

(2) 災害ハザードエリアの指定状況

居住誘導区域内の一部には、洪水による浸水想定区域、洪水時の家屋倒壊等氾濫想定区域、ため池による浸水想定区域といった災害の危険性の高い地域が見られます。ここでは、その災害リスクの高い地域について、都市情報の重ね合わせにより、詳細に状況を把握します。

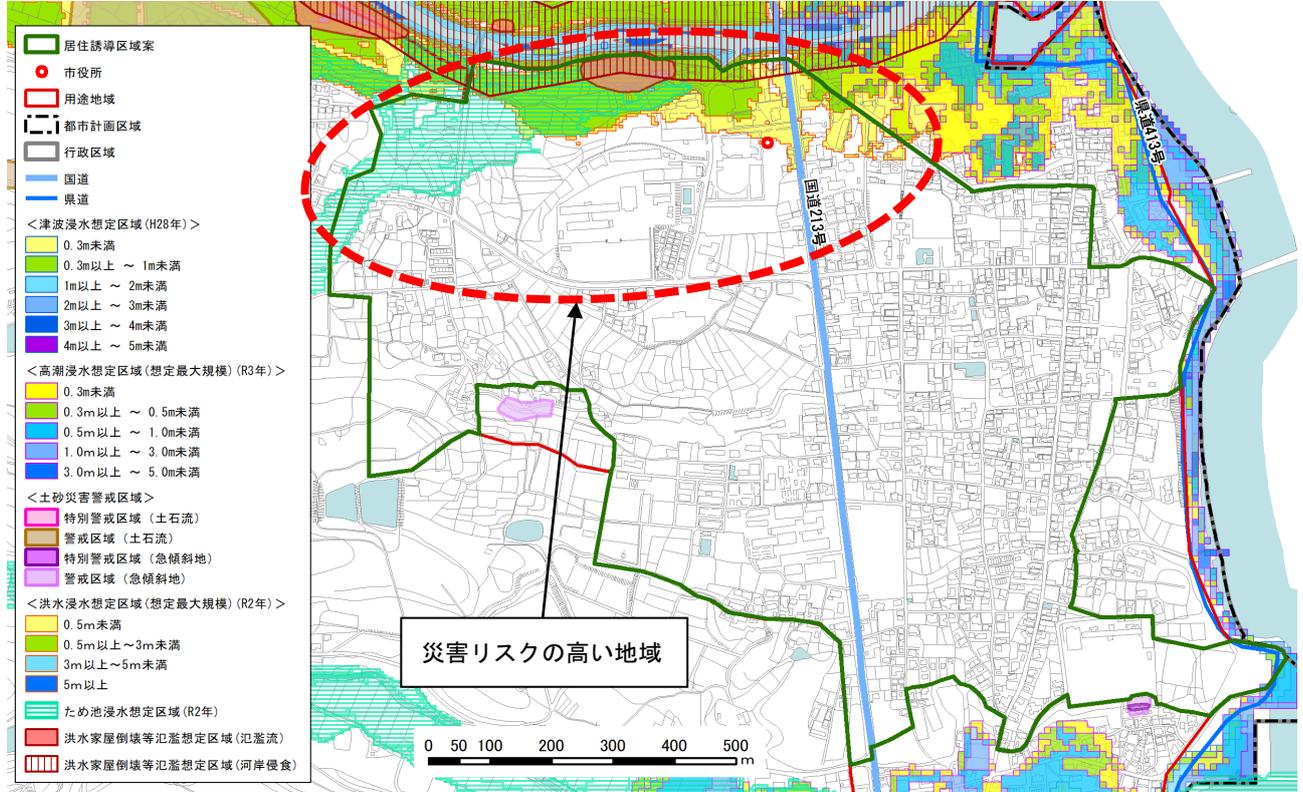


図 居住誘導区域内の災害リスクの高い地域

資料：大分県・国東市資料

① 災害リスクと人口密度

災害リスクの高い地域のうち、市役所以北かつ国道 213 号沿道を含む区域は、平成 27 年時点で 20~25 人/ha と比較的高い人口密度となっており、避難等の対策の必要があります。

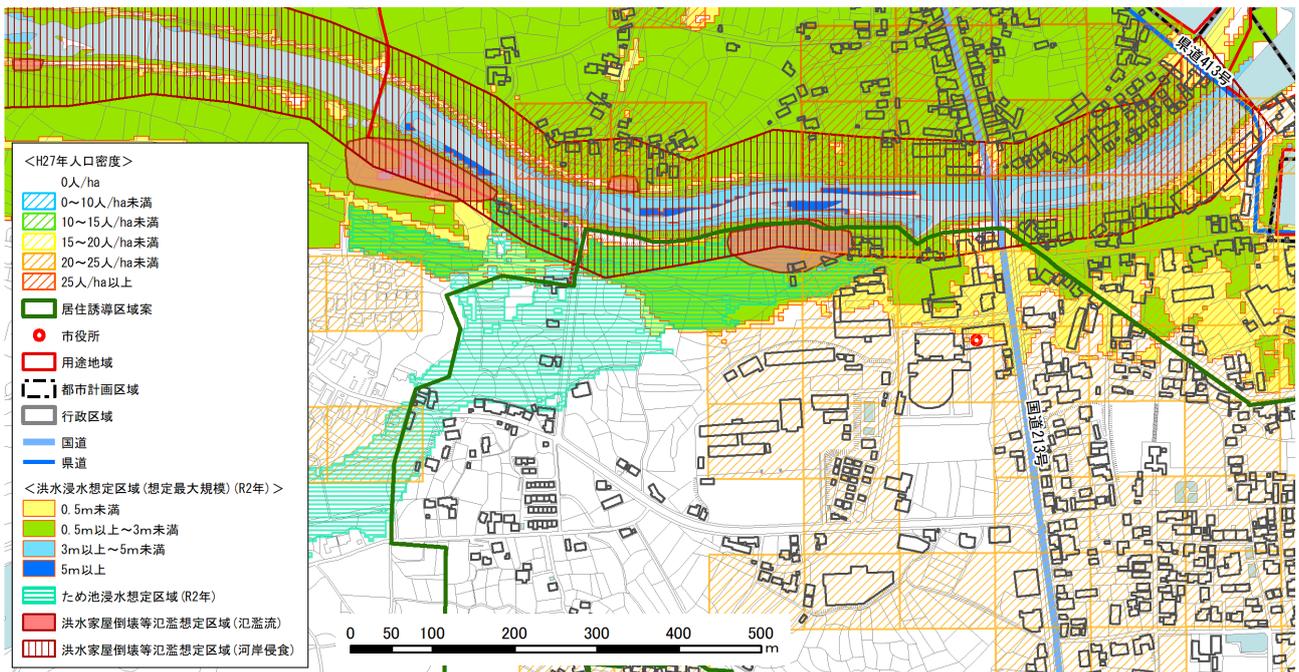


図 居住誘導区域にかかる災害リスク+H27年人口密度

資料：大分県・国東市資料、国勢調査

②災害リスクと建物立地状況

災害リスクの高い地域内の建物の立地状況を見ると、市役所以北の国道213号沿道には1階から4階までの建物、田深川右岸より南の居住誘導区域西端には2階の建物が立地しています。

市役所以北の国道213号沿道には、0.5m～3.0m未満の洪水浸水想定区域がかかる部分もあり、2階以上の建物であれば垂直避難が可能な範囲ですが、特に平屋の住宅については、夜間等の避難が困難となります。現状では、平家の建物は全て住宅以外の建物となっています。

また、田深川右岸より南の居住誘導区域西端に立地する建物については、0.5m未満のため池浸水想定区域のみがかかっており、垂直避難が可能な状況と考えられます。

なお、洪水時に氾濫流及び河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域内に含まれる建物については、より安全を確保する対策が必要です。

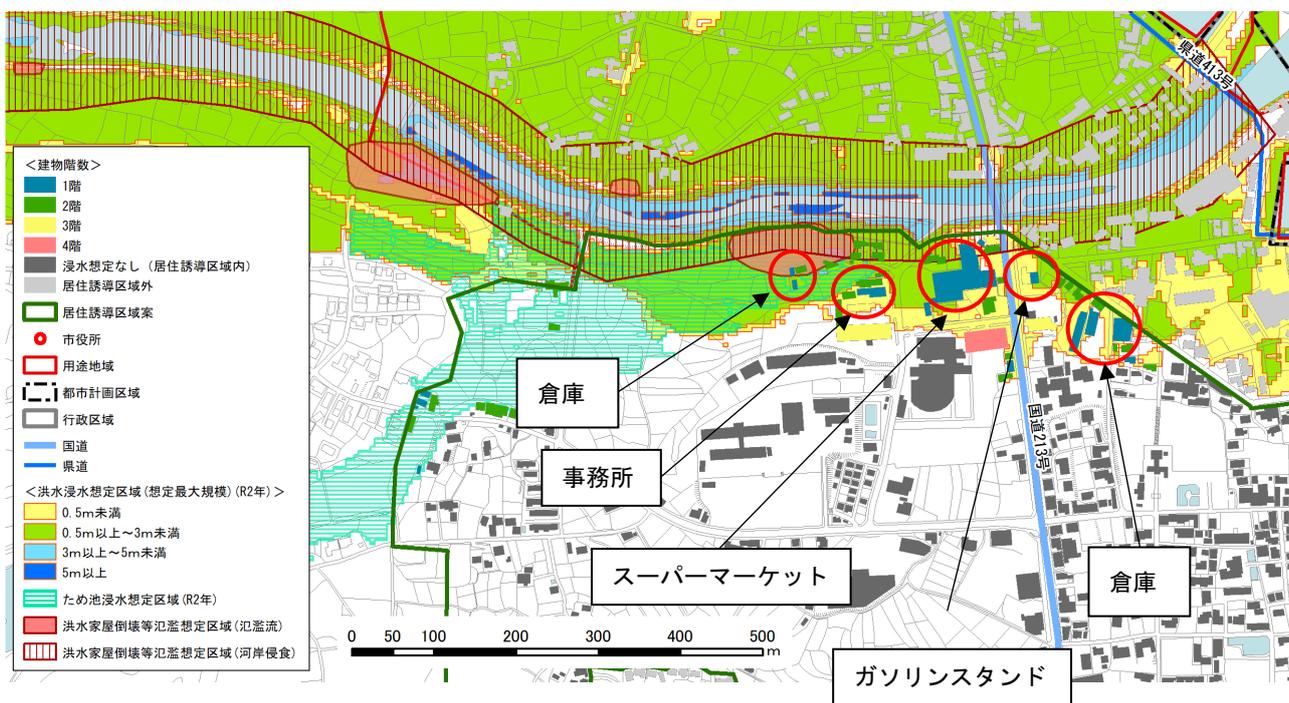


図 居住誘導区域にかかる災害リスク+建物階数

資料：大分県・国東市資料

③災害リスクと都市機能施設の立地状況

都市機能施設の分布を重ねると、0.5m未満の洪水浸水想定区域に、高齢者が利用する高齢者福祉関連施設が2件含まれていますが、2件とも平時から高齢者が集まる場所ではありません。また、0.5m未満のため、もしもの場合の垂直避難は可能となっています。

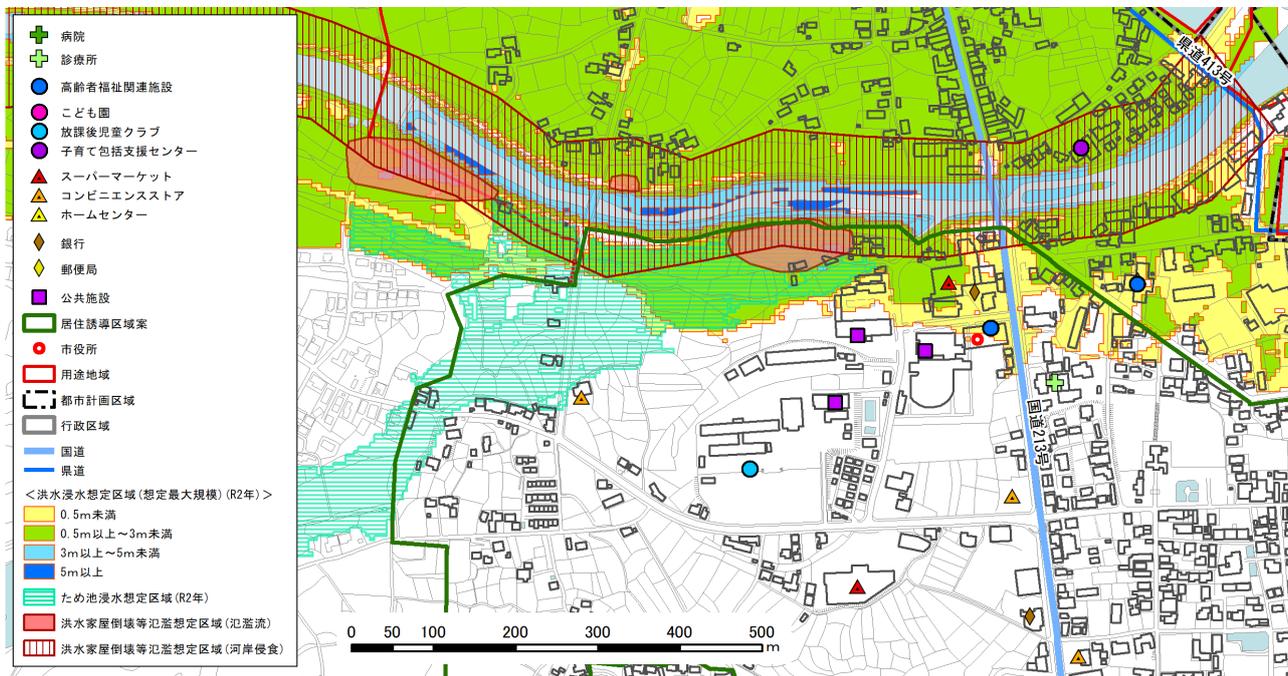


図 居住誘導区域にかかる災害リスク+都市機能施設の分布

資料：大分県・国東市資料

④災害リスクと避難場所の分布状況

災害リスクの高い地域においては、周辺に3ヶ所の避難場所があり、全て避難場所から500m圏内に含まれており、各建物からの避難経路についても整備されている状況です。

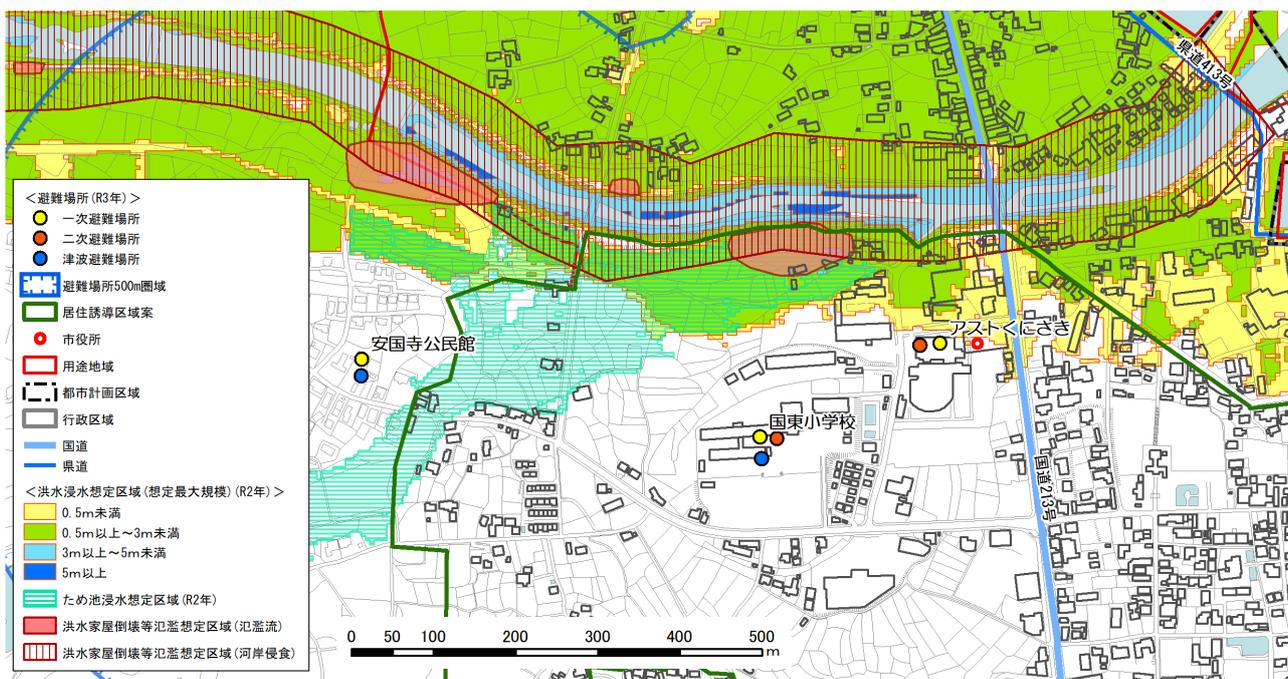


図 居住誘導区域にかかる災害リスク+避難場所の分布

資料：大分県・国東市資料

(3) 防災上の課題の抽出

前述で整理した居住誘導区域内及び災害リスクの高い地域における災害リスクの状況を踏まえ、防災・減災に向けた課題を抽出します。

■ 防災・減災上の課題

- | |
|--|
| a 市役所周辺で都市機能が集積し拠点となる地域であるが、一定の洪水時の浸水リスクがある。 |
| b 浸水深が深い区域に平屋建てが立地している。 |
| c 洪水時家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地する住宅等の建物がある。 |
| d 河口周辺の津波及び高潮浸水想定区域に建物が立地している。 |
| e 土砂災害特別警戒区域内に建物が立地している。 |

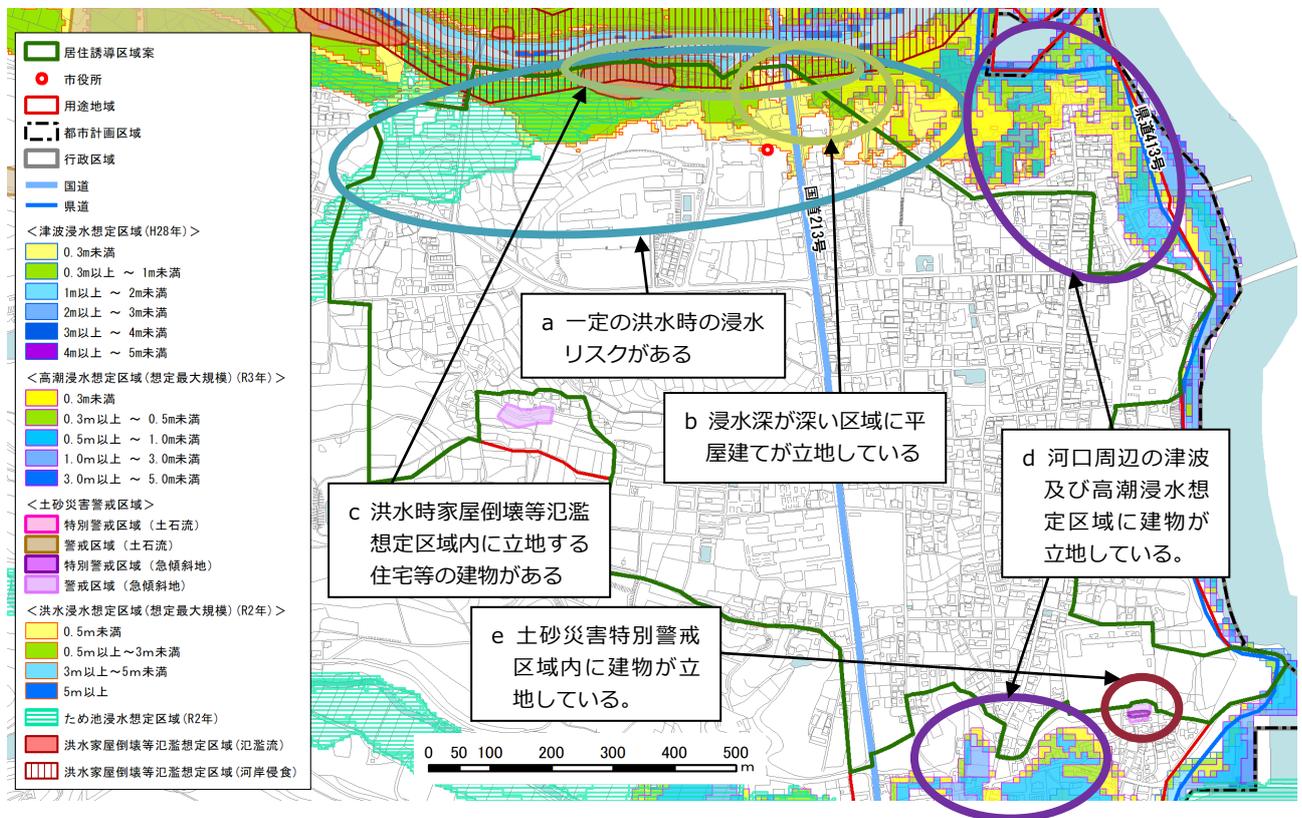


図 防災上の課題

(4) 居住誘導区域内の防災対策

① 防災・減災の取組方針

課題を踏まえ、防災、減災に向けた取組の方針を定めます。また、居住誘導区域の設定検討にあたっては、想定最大規模の浸水想定区域を原則として区域から除外して設定しているため、主な取組の方針については、計画規模の浸水想定に対応できる取組として以下に定めます。

■ 防災・減災の取組方針

課題	取組方針	
a 市役所周辺で都市機能が集積し拠点となる地域であるが、一定の洪水時の浸水リスクがある。	・ 民間建築物等の防災機能強化 【各課題共通】	リスクの回避
	・ 公園等の防災機能の強化【各課題共通】	リスクの低減
	・ 雨水排水設備の適切な維持管理及び更新 【各課題共通】	リスクの低減
	・ 雨水貯留施設の整備【各課題共通】	リスクの低減
	・ 道路等の基盤整備による避難経路の確保 【各課題共通】	リスクの低減
	・ 防災行政無線の活用【各課題共通】	リスクの低減
	・ 災害危険区域の周知公表（総合的ハザードマップの作成・配布）【各課題共通】	リスクの低減
	・ 防災教育、防災訓練による防災意識の向上【各課題共通】	リスクの低減
	・ 災害に備えた行動を一人ひとりの行動計画（マイ・タイムライン）活用の普及 【各課題共通】	リスクの低減
	b 浸水深が深い区域に平屋建てが立地している。	・ 海抜表示板の設置
・ 防災士連絡協議会の活用		リスクの低減
c 洪水時家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地する住宅等の建物がある。	・ 河川監視ライブカメラの維持・活用	リスクの低減
	・ 海抜表示板の設置	リスクの低減
d 河口周辺の津波及び高潮浸水想定区域に建物が立地している。	・ 市民等への災害危険意識の向上（災害の危険性に関する説明の実施等）	リスクの低減
e 土砂災害特別警戒区域内に建物が立地している。	・ 誘導区域には設定せず、新たな開発を抑制し、居住の移転を促進。	リスクの回避

②具体的な取組とスケジュール

防災・減災に向け、具体的な取組を計画的に推進します。主に、リスクの回避及びリスクの低減（ソフト）に関する項目について取組み、リスクの低減（ハード）については、実現に向けて十分に検討していくものとします。

※目標値については、第9章（1）④に記載しています。

取組内容		実施主体	実施時期の目標			
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
主な 取組	リスク の回避	災害リスクの高いエリアへの新たな開発の抑制と災害リスクの高いエリアからの居住の移転	市	→		
		民間建築物等の防災機能強化	事業者	→	→	→
	リスク の低減 (ソフト)	市民等への災害危険意識の向上（災害の危険性に関する説明の実施等）	市	→	→	→
		河川監視ライブカメラの維持管理	県	→	→	→
		防災行政無線の維持管理	市	→	→	→
		海拔表示板の設置	市	→		
		災害危険区域の周知公表（総合的ハザードマップの作成・配布）	市	→	→	→
		防災教育、防災訓練の実施	市・市民	→	→	→
		防災士連絡協議会の活用	市・市民	→	→	→
		災害に備えた行動を一人ひとりの行動計画（マイ・タイムライン）活用の普及	市・市民	→	→	→
そ の 他	リスク の低減 (ハード)	防災機能を有する公園の整備	市	→		
		雨水排水設備の適切な維持管理及び更新	市	→	→	→
		雨水貯留施設の整備の検討	市	→	→	→
		道路基盤整備の検討	県・市	→	→	→

(5) 居住誘導区域外等の安全確保策

居住誘導区域外における災害リスクを踏まえた安全確保のための対策について整理します。

④災害ハザードエリアからの移転の促進

「防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）の作成」や「防災集団移転促進事業」、「都市構造再編集中支援事業」を必要に応じて活用しながら、災害ハザードエリアからの安全性の高いエリアへの移転を促進します。

a 市町村による防災移転計画作成の制度（都市再生特別措置法）

市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等を行う制度です。

<防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）の概要>

作成主体	立地適正化計画を作成している市町村
対象	災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
計画内容	市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。 ①移転者の氏名、住所 ②移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等） ③移転先の土地建物の権利者の氏名、住所 ④移転先に設定する所有権、賃借権等の種類 ⑤移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
法律の効果	市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記が可能（不動産登記法の制度）。
支援措置	・ 計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能。 ・ 移転に係る不動産鑑定等の費用について、財政支援。 ・ 移転に係る開発許可手数料の減免等

b 住居の移転に対する支援（防災集団移転促進事業）

災害ハザードエリアから住居の集団的移転を促進するために必要な支援をする制度です。

<防災集団移転促進事業の概要>

施行者	市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）
移転元地 (移転促進区域)	自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※） ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域
移転先 (住宅団地)	5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上
国庫補助の対象となる主な経費 (補助率 3/4)	①住宅団地の用地取得及び造成（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外） ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額） ③住宅団地に係る公共施設の整備 ④移転元地の土地・建物の買取（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る） ⑤移転者の住居の移転に対する補助 ⑥事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）

c 病院・福祉施設等の都市機能誘導区域内への移転に対する支援（都市構造再編集中支援事業）

病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援をする制度です。

<都市構造再編集中支援事業の概要>

市町村等 への支援	事業主体	市町村及び市町村都市再生協議会等
	対象事業	都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設の整備
	国費率	1/2 ・整備に要する費用（購入費を含む）の1/2を国からの支援額とする ・誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率45%（都市機能誘導区域内は国費率1/2）で支援
民間事業者等 への支援	事業主体	民間事業者等
	対象事業	都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設の整備
	国費率	1/2 ・民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）の1/2のいずれか低い額を国からの支援額とする ・災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げする

②災害ハザードエリアにおける開発の抑制

災害防止の観点から、災害ハザードエリアにおける開発を抑制し、災害に強いまちづくりに努めます。

災害レッドゾーンにおける開発については、都市計画法により原則禁止されています。また、都市再生特別措置法により、災害レッドゾーンでの開発等に対する勧告・公表制度が制定されています。（公表制度については、令和4年度（2022年度）4月より施行予定）

a 災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止の制度（都市計画法第33条第1項第8号）

対象となる施設等の開発は、災害レッドゾーンを原則含まないこととされています。

<開発禁止の対象となる施設等>

対象施設等	具体的な施設
自己以外の居住の用に供する住宅	分譲住宅、賃貸住宅等
自己以外の業務の用に供する施設	貸オフィス、貸ビル、貸店舗（ショッピングモールを含む）、貸倉庫（レンタルボックスを含む）、その他賃貸用の業務用施設 等
自己の業務の用に供する施設 （令和4年度（2022年度）4月より追加予定）	自社オフィス、自社ビル、自社店舗（スーパー、コンビニを含む）、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等

<災害レッドゾーン>

災害危険区域（出水等）・・・条例で指定	地すべり防止区域
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域

b 災害ハザードエリアでの開発等に対する勧告・公表の制度（都市再生特別措置法）

対象となる開発行為等は、市長村長に届出が必要であり、内容に支障がある場合は勧告、勧告に従わない場合は事業者名等を公表することとなります。（公表制度については、令和4年度（2022年度）4月より施行予定）

<対象となる開発行為等>

立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外において、3戸以上の住宅又は1戸若しくは2戸の住宅で規模が1,000㎡以上のものの開発行為等を行おうとする場合

<届出・勧告・公表>

届出	対象となる開発行為等は、市長村長に届け出なければならない。
勧告	届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、必要な勧告をすることができる
公表	災害レッドゾーン(aのレッドゾーンと同様)での開発等に対する勧告について、事業者がこれに従わなかったときは、事業者名等を公表することができる